

令和 7 年 度 施 行

業 務 設 計 書 (公 示 用)

業 務 名 : 札 幌 市 東 部 地 区 河 川 巡 視 業 務

令 和 7 年 3 月 単 価 適 用

下 水 道 河 川 局 事 業 推 進 部 河 川 管 理 課 指 導 担 当 係

役務名

札幌市東部地区河川巡視業務

役 務 説 明

1. 役務の概要

本業務は、河川及び管理施設がもつ治水・利水及び環境上の本来の機能が維持され、適正な利用が図られることを目的として、本市管理河川の定期的な巡視、及び雨水貯留池、その他公有財産の巡視を実施するものである。

河川巡視：160河川、169.26km（のべ406.31km）

施設巡視：38カ所、3.959km

その他公有財産巡視：70カ所

2. 履行場所

白石区・厚別区・豊平区・清田区・南区

3. 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日

4. 仕様書等

- ① 別添の業務仕様書

5. 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり役務着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- ① 着手届
- ② 主任技術者指定通知書及び経歴書

6. 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- ① 完了届

7. 納入成果品

業務仕様書による。

業 務 仕 様 書

1 目 的

本業務は、札幌市が所管する河川等を適切に管理し、必要な機能を維持するため、河川等の巡視を行うものである。

2 業務の概要

- (1) 河川巡視工 一式
- (2) 施設巡視工 一式
- (3) その他公有財産巡視工 一式

3 業務内容

本業務は、河川及び貯留施設がもつ治水・利水及び環境上の本来の機能等が維持され、適正な利用が図られること及び所管用地が適正に管理されることを目的として、本市管理河川の定期的な巡視と雨水貯留池及びその他公有財産の巡視を行うものである。河川、施設及びその他公有財産巡視の作業内容は、以下のとおりとする。

(1) 共通事項

- ① 現地にて巡視を行う巡視員は、本市から発行された身分証明書を常に携帯すること。
- ② 巡視は3名で行う事を基本に班単位で実施するものとし、巡視員の班構成は、巡視要員2名、運転要員1名とすること。
- ③ 巡視においては、別添1「巡視項目」及び別添2「巡視確認箇所」に定める項目について確認すること。
- ④ 巡視中、少量の投棄物を発見した場合、巡視時に清掃等の作業を併せて行うこと。
- ⑤ 前年異常報告があった箇所については全て確認し、経過状況を日報で報告し、成果品の中に状況の現地写真を格納すること。

(2) 河川巡視工

- ① 巡視の対象は、委託区域内にある本市管理河川で、詳細は別添3の「河川別巡視調書」及び添付の「河川巡視位置図」によること。
- ② 巡視回数は、重要河川（1・2級及び準用河川、市街化区域を含む、または2年間のうちいずれの年に異常がある普通河川）は年2回、その他の河川（重要河川以外の普通河川）は年1回巡視することを基本とし、河川毎の詳細は、別添3「河川別巡視調書」によること。
- ③ 巡視時期は、重要河川の1回目巡視は8月末まで、2回目巡視は11月末までとし、各河川の巡視間隔は3カ月以上空けることとする。また、その他の河川は8月末までに巡視を行うこと。
- ④ 河川巡視は、徒歩による目視を原則とし、両岸（片岸ずつ往復）からの巡視を基本とするが、

重要河川の暗渠区間及び未整備区間及び、その他の河川は、片岸からの巡視とする。詳細については、別図-1 イメージ図によること。

- ⑤ 暗渠河川や道路横断部等の地下埋設施設の巡視は、施設埋設部付近の地表面の状況（沈下の有無）とマンホール等の破損状況（段差、ガタツキの有無）を目視等により確認すること。
- ⑥ 河川管理施設の破損、詳細な施設点検や緊急的に施設補修等が必要な異常を発見した場合や流水に著しい影響を与える状況を発見した場合には、直ちに委託者に連絡し、必要な措置等についての指示を受けるものとする。

(3) 施設巡視工

- ① 施設巡視の対象は、委託区域内の雨水貯留施設とする。詳細は、別添4「雨水貯留池調書」によること。巡視項目（別添1）を施設毎に確認することとする。
- ② 施設巡視は、年1回、6月末(出水期前)までに実施すること。
- ③ 施設の破損のうち、危険度が高く緊急的な措置が必要な異常を発見した場合は、直ちに委託者に連絡し、必要な措置等についての指示を受けるものとする。

(4) その他公有財産巡視工

- ① その他公有財産巡視の対象は、委託区域内の札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課が所管する土地とする。詳細は、別添5「その他公有財産調書」によること。
- ② その他公有財産巡視は、年1回実施すること。
- ③ これまでに確認されている境界標は可能な範囲で確認すること。

(5) 巡視結果の報告

- ① 日々の巡視結果は、巡視日誌（様式1及び様式2）により委託者に提出すること。
詳細については、「5 提出書類 (2) 巡視日誌」及び様式1及び様式2のとおりとする。
- ② 重大な異常を発見し委託者に連絡を行った場合は、補足の詳細資料を河川ごとに取りまとめ提出すること。
- ③ 緊急対応や必要な措置を行った場合は、対応記録を取りまとめ、委託者に提出すること。
- ④ 巡視業務で撮影した写真については、河川毎及び施設毎に取りまとめ提出するものとする。
詳細については、「5 提出書類 (5) 成果品」によること。
- ⑤ 受託者及び委託者は、必要な指示・承諾・協議・確認事項については、別に定める様式4「巡視業務協議簿」により、書面にて行うものとする。

4 巡視員に必要な資格等

巡視員に必要な資格等については、下記の通りとする。

区 分	免 許・資 格・経 歴
運転要員	普通自動車の運転免許を有する者
巡視要員	概ね2年以上の道路又は河川の維持管理に関わる業務経験を有する者
主任技術者 ※1	2級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する

※1 当該業務において指定する主任技術者は、主に業務に係る総合調整を行う事とし、当該業務の専従は必要としないものとする。なお、着手にあたり、主任技術者指定通知書を提出するものとする。

5 提出書類

(1) 業務実施計画書

業務着手後、速やかに業務を履行するために必要な手順や工法等についての業務実施計画書を委託者に提出しなければならない。なお、業務実施計画書を厳守し業務にあたること。

業務実施計画書には次の事項を記載しなければならない。また、委託者が、記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ア 業務概要

イ 計画工程表

河川巡視に係る工程表と巡視項目を記載する。

施設巡視に係る工程表と巡視項目を記載する。

その他公有財産巡視に係る工程表と巡視項目を記載する。

ウ 業務従事者（巡視員）登録通知書

巡視作業に従事する者の氏名、年齢、連絡先等について記載し、経歴書を添付すること。

主任技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

エ 体制組織表（緊急時の連絡体制等）

オ 施行方法

河川パトロール車は受託者が用意するものとし、車輛番号、型式について記載し、車両の写真を添付すること。

危険行為や禁止行為を発見した場合についての、対処方法を記載列挙する。

施設破損に伴う緊急対応について、事例に応じた施行方法について記載する。

カ 安全管理計画

キ その他委託者が別途指定する書類等

(2) 巡視日誌

巡視後、巡視日誌（様式 1、様式 2）を 3 営業日以内に提出すること。巡視日誌の提出については、電子メールによる提出も可能とする。

ア 様式 1

巡視河川、巡視延長、巡視施設、異常の有無、異常の内容等を記載する。

イ 様式 2（異常箇所毎に提出）

下記のような新たな異常又は著しく悪化した異常が発見された場合、提出すること

- ・ 河川管理施設の破損（転落防止柵の傾倒な、護岸のひび割れなど）
- ・ 河川管理施設の機能異常（土砂堆積、溢水の恐れなど）
- ・ 不法占用（畑の越境、取水ポンプの設置など）
- ・ 不法投棄（自転車、冷蔵庫等回収が困難なものの投棄）

(3) 巡視月報

巡視月報（様式 3）を翌月 5 日までに委託者に提出すること。

(4) 写真

以下の撮影した写真については、項目ごとに整理し、翌月 5 日までにデータで提出すること。

項 目	写 真 の 内 容
巡視成果	河川巡視：始点・終点を含め概ね 200m毎の河川、すべての暗渠マンホール（近景と遠景）での撮影成果 * 測点順に並べる 施設巡視：施設全景、導水管のマンホール及びグレーチング その他公有財産：全景
施設、河道の状況	主に施設破損等の異常、河川樹木の越境や倒木
河川区域の状況	主に不法占用等の異常 * 法 16 条 3 の河川、又は、河川敷地以外は不法占用の対象外。
許可を要する行為	許可工作物の異常、無許可行為の状況
橋梁	橋梁状況（全体を通して 1 回）
その他公有財産	境界標、主に不法占用等の異常、許可・貸付の状況、樹木や工作物などの越境（隣接地からの越境を含む）
その他	軽度な異常、河川管理施設以外で河川に影響を及ぼしそうな異常 異常解消箇所
巡視状況	安全管理の状況等

(5) 成果品

業務完了時には、成果品作成前に委託者と十分に協議を行い、河川別巡視結果について、次の項目

を参考に作成し、業務成果品として提出すること。

ア 平面図（様式5）

委託者より提供する河川別平面図に異常箇所を記入する。

なお、様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。

イ 異常箇所一覧表（様式6）

河川別に異常箇所を集約したもの（「ア 平面図」に付帯するもの）。

なお、様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。

6 諸法令の厳守

- (1) 受託者は、当該業務に関する諸法令及び諸法規を厳守し、業務が円滑に遂行できるよう努めなければならない。
- (2) 諸法令及び諸法規の適用は、受託者の責任と費用負担において行われなければならない。

7 官公庁等への手続き

- (1) 業務施行のため、必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかに委託者と協議するものとする。

8 特記事項

- (1) 本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。
- (2) 巡視結果及び成果品については、本市の同意なくして使用してはならない。
- (3) 巡視作業に入る前に地元住民と十分に協調を保ち混乱等を起こさないように心掛けなければならない。
- (4) 本業務において、巡視中は「札幌市河川巡視中」及び「業務受託者名」の表示をすること。
表示物については指定せず、受託者が用意すること。
- (5) 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に借用書又は受領書を提出しなければならない。また、受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (6) 巡視対象延長及び巡視位置に疑義が生じた場合、委託者と協議すること。なお、この協議は、様式4「巡視業務協議簿」により、書面にて行うものとする。

- (7) 受託者は、下表に定める期間ごとの役務を完了したときは、遅滞なく完了届を提出すること。完了検査に合格した時は、下表に定める期間ごとの契約金額の支払いを請求することができる。

	期間	支払金額
1	契約締結日～ 8 月 31 日	契約金額の 50%相当額 (円未満切り捨て)
2	9 月 1 日～完了日	残 額 (端数調整分加算)

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者が協議のうえ定めるものとする。

様式2

No		0000	区	名称	区分	SP	左右岸	住所(地先)	0	現状
SP不明							x座標			y座標

■ 巡視情報

最新年度		小分類	備考その他
異常発見初年度			
大分類		備考その他	
状況・規模			
前年からの変化			
巡視業者・指導担当係コメント			

■ 位置図(該当箇所を赤丸などで表示)



施工年度		周辺影響度	
その他備考			

■ 維持係記入欄1(対策実施前)

最終記入年月日		記入者		前回記入年月日		記入者	
現況写真S(掲載度)		現地確認		確認年月日			
優先度				対策方針T			
対応見込		対応予定時期		実施予定主体			
対応方針等コメント							
概算(千円)							
概算根拠・内訳							
備考							

■ 状況写真(巡視報告・維持係現地確認) 撮影年月日、コメント等

最終記入年月日	20xx.xx.xx	0000000000
実施時期	費用実績(千円)	記入者
実施概要		実施主体

■ 維持係記入欄2(対策実施後)

最終記入年月日	20xx.xx.xx	0000000000
実施時期	費用実績(千円)	記入者
実施概要		実施主体

■ 完了後などの写真

20xx.xx.xx	0000000000
20xx.xx.xx	0000000000

様式 3

課 長	係 長	業 務 員

巡視業者名 _____

河 川・施 設 巡 視 月 報 (1/2)

(1/2)

業務名				実施月	
日	河川名・施設名	区間・箇所	延長	異常の有無（異常内容）	
1			km		
2			km		
3			km		
4			km		
5			km		
6			km		
7			km		
8			km		
9			km		
10			km		
11			km		
12			km		
13			km		
14			km		
15			km		

特記事項

河 川・施 設 巡 視 月 報 (2/2)

(2/2)

業務名				実施月	
日	河川名・施設名	区間・箇所	延長	異常の有無（異常内容）	
16			km		
17			km		
18			km		
19			km		
20			km		
21			km		
22			km		
23			km		
24			km		
25			km		
26			km		
27			km		
28			km		
29			km		
30			km		
31			km		
特記事項					

巡視業務協議簿(提出・報告・通知・届出・指示・協議※・承諾※)

様式4

業務名:

No.	発議者		発議年月日	回答希望日	項目						協議内容			受託者			委託者				
	受託者	委託者			提出	報告	通知	届出	確認	※様式7 指示	協議	承諾	資料名	内容	受託者氏名	処理・回答内容	処理・回答日	業務員名	処理・回答内容	処理・回答日	
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					

※ ① この業務協議簿をもって、提出が行われたものとする。
 ② 受託者氏名については、主任接術者を記入する。
 ③ 指示・協議・承諾に係る事項については、別途書面(様式7)の書面によること。また、業務内容の変更対象と判断される報告等の場合は、別途書面(様式7)で提出することとする。

異常箇所一覧表

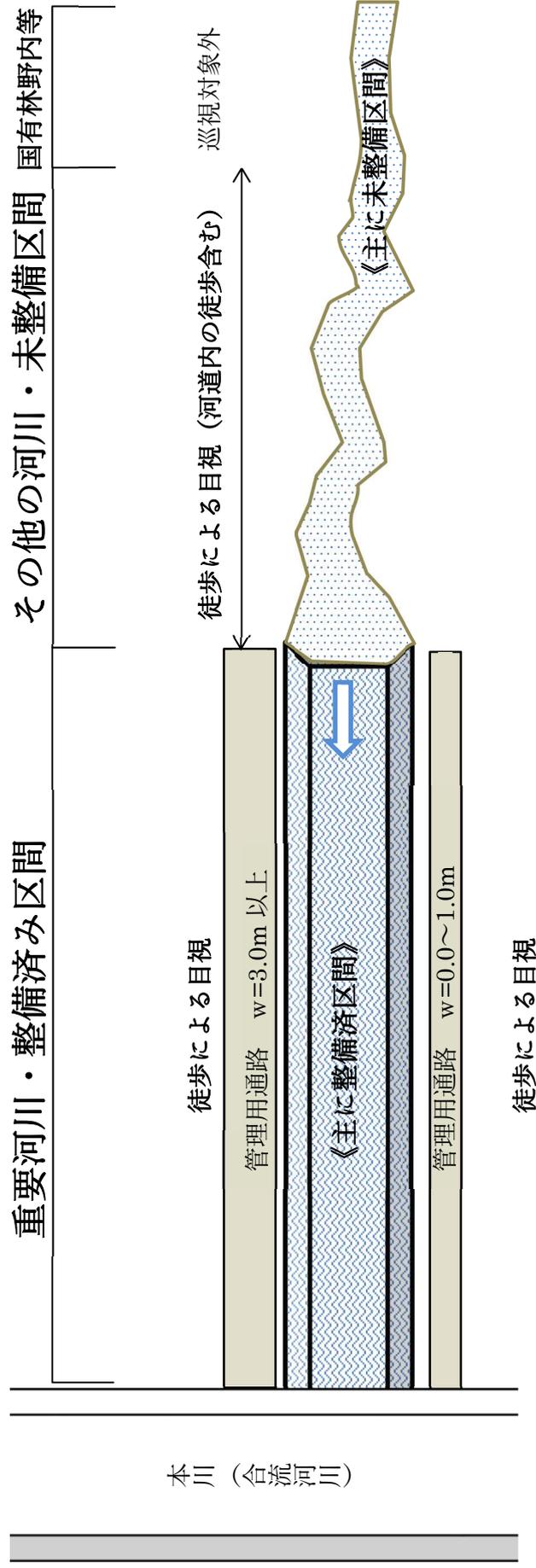
河川名・区		巡視日	
準	〇〇川	①	5/1
	〇〇区	②	8/1
		③	10/1

No.	区間・箇所(目標物)	L/R	施設名など	異常内容	備考
1	SP650、北陵橋		橋梁	欄干破損	
2	〃		護岸(橋梁下)	護岸下洗掘	
3	SP3400	L	管理用通路	植栽	
4	SP440	L	遊歩道	遊歩道地割れ	
5	SP4500	R	ベンチ	損傷	
6	SP4500、第2横線橋付近	R	左岸管理用通路	自転車投棄	
7	SP4500、第3横線橋付近	L	河道内	自転車投棄	
8	SP5000	R	法面上		
9	終点付近	L	護岸	コンクリートブロック破損	
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

別図一1 イメージ図

【基本事項】

- 巡視方法は、徒歩による目視とする。(車両からの目視は不可)
- 両岸からの巡視を基本とするが、川幅が狭く、管理スペースが無い等の河川は片岸からの巡視も可能とする。



※1 重要河川とは、法河川(1・2級、準用河川)を指す。普通河川については、市街化区域を含む、または、過去2年間のうちいずれかの年に異常がある河川が該当する。

※2 その他の河川とは、全区間市街化調整区域内を流下し、過去2年間で異常等の変化のない普通河川が該当する。

別添 1 巡視項目

巡視項目	巡視事項
<p>1 河川の清潔等</p> <p>特殊な汚濁色、油の流下、魚の浮上等の有無</p> <p>ごみ等の投棄の有無 (家庭ごみ、不要家電、放棄車両、産業廃棄物、家畜の死骸等)</p>	<p>良好な河川環境の保全のため、河川区域内における水質事故等や、ごみ等の投棄がないかの確認をする。</p> <p>河川の水質について、異常な汚濁色、油の流下等がないかどうかを把握。ある場合はその状況。</p> <p>河川区域内においてごみや不要家電、車両等が投棄されていないか、あるいは産廃や危険物等が放置されていないかを把握。ある場合は、その状況。原因者が特定できた場合、撤去等の指導を合わせて行う。</p>
<p>2 敷地及び河川管理施設</p> <p>保全の状況</p> <p>保全上支障を及ぼす物件の有無</p>	<p>河川区域内において、利用者が河川管理施設を安全に利用できるよう危険行為防止の観点から利用状況の把握を行う。また、河川管理施設が十分な治水機能を果たせるよう健全状態であるかを確認する。</p> <p>管理用地内において、危険行為が行われていないか、また、これによる河川機能の低下がないかを確認</p>
<p>3 許可占使用の状況</p> <p>許可条件の遵守状況</p> <p>許可工作物の維持管理状況</p> <p>許可工作物設置工事中における許可条件の遵守状況及び工法の適否。</p> <p>許可工作物が治水上に支障を及ぼす等問題点の有無。</p>	<p>許可工作物等が許可(承認)どおり完了したか完了届等に基づき状況把握を行う。また補修が必要と認められる程度の損傷や異常等がないかを現地において把握する。</p> <p>許可工作物における、本体及び取付護岸、取付水路等の補修を要する損傷や異常の有無。ある場合はその状況。</p> <p>許可申請受付時及び工事中における状況確認。</p>
<p>4 無許可占使用の状況</p> <p>材木、土石等の放置及び置場使用の有無</p> <p>植樹、放牧農耕等の使用の有無</p> <p>汚物の放棄、汚水の排出の有無</p> <p>河川管理施設に影響を及ぼす行為の有無</p> <p>取水及び排水行為の有無</p> <p>堰、樋門、水路、昇降路、橋等の設置の有無</p> <p>家屋、小屋、看板等の設置の有無</p>	<p>河川区域内において、許可を得ないで行われた土地使用や施設設置等の行為を把握する。</p> <p>河川区域内の土地における、無許可での土地使用の有無。ある場合はその状況。</p> <p>河川区域内の土地における、無許可での土地使用の有無。ある場合はその状況。</p> <p>河川管理者に無届出の汚水排水の有無。ある場合その状況。</p> <p>人為的な河川の損傷等、施設に影響を及ぼす行為が行われていないかを把握。ある場合はその状況</p> <p>新たな取水施設やポンプの設置、排水施設の設置による、無許可の行為の有無。ある場合その状況。</p> <p>河川区域内の土地における、無許可での施設設置の有無。ある場合はその状況。</p>
<p>5 産出物の採取状況</p> <p>無許可の産出物採取の有無</p>	<p>許可(承認)どおり実施されているか、また、完了したかを実施計画書及び完了届等に基づき状況把握を行う。</p> <p>河川区域内の土地における、無許可で産出物採取等行為の有無。ある場合はその状況。</p>
<p>6 河川管理施設等の維持状況</p> <p>河川管理施設の破損状況</p> <p>転落防止柵等の安全施設の状況</p> <p>河道内の状況(土砂堆積・洗掘、樹木の繁茂)</p> <p>暗渠の状況</p>	<p>河川管理施設等について、補修が必要と認められる程度の損傷や異常がないかを、外観観察により可能な範囲で現地において把握する。</p> <p>河川管理施設について、補修が必要と認められる程度の損傷や異常等の有無。ある場合その状況。</p> <p>転落防止柵等の安全施設について、補修が必要と認められる程度の損傷や汚損等顕著な変状の有無。ある場合その状況。</p> <p>河道内における砂州の形成や移動、樹木の繁茂状況や流木による、河積阻害及び構造物への影響等の有無。ある場合その状況。</p> <p>河川等の暗渠管理設部の路面等沈下状況やマンホール等の破損の有無を地上部から目視で確認。異常がある場合はその状況。</p>
<p>7 その他公有財産の状況</p> <p>境界標の有無、損傷の確認</p> <p>不法占用・使用(境界侵入を含む)、不法投棄等の有無</p> <p>使用許可・貸付の使用状況</p> <p>環境整備(除草、清掃等)の必要性の確認</p>	<p>その他公有財産について、良好な状態であるか、また、維持管理上修繕や改良等の必要性がないかを現地において確認する。</p> <p>境界標があるか、盛土等によって埋まっていないか、頭部が破損していないか等を把握する。</p> <p>不法占用(工作物等の越境など)、不法投棄等の不法行為がないかを把握する。</p> <p>使用許可・貸付を行っている土地について、許可・貸付状況に問題がないかを把握する。</p> <p>隣接地の土地利用状況を考慮し、除草やごみ処理の必要がないかを把握する。</p>

別添2 巡視確認箇所

河川巡視		施設巡視		その他公有財産巡視		
河川管理 施設・河 道の状況	護岸	貯留池内 の状況	土砂堆積・草本繁茂	土地境界 付近の状 況	境界標の有無・損傷	
	河床コンクリート		流入部		隣接地からの工作物(家 屋・塀等)の越境	
	転落防止柵		排水部		植物の枝等の隣接地への 越境	
	ガードレール		壁面・底面		周辺状況の確認(盛土等 による境界標等への影響)	
	管理用通路		施設(柵・鍵・看板等)に破 損はないか	その他		
	土砂堆積・草本繁茂		不法投棄	土地内の 状況	不法占用・不法使用	
	法面・河床(自然河川)		内部の利用状況		不法投棄	
	流木・倒木	その他	使用許可、貸付の状況			
	水質汚濁	管路の状 況	管路上部(陥没・段差等)	管路上部(陥没・段差等)	環境状況(雑草、ごみ)	
			陥没		マンホール(段差・ガタツキ 等)	その他
			看板		トラフ・柵(土砂等堆積・段 差・破損状況等)	
			東屋・ベンチ・遊具・階段工		グレーチング(段差・格子の 破損状況等)	
			その他		コンクリート蓋(段差・ガタツ キ等)	
不法占用(畑・花)			その他			
不法占用(看板)						
河川区域 内の状況	不法占用(家屋・物置)					
	不法占用(資材置き場)					
	不法占用(駐車・駐輪)					
	不法行為・危険行為					
	不法投棄					
	工作物・そ の他許可 を要する 行為	許可工作物の異常				
		無許可工作物				
取水						
排水						

別添3 河川別巡視調書

【1級河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	
4	厚別	石狩川	山本川(9-5)	2.80	—	2.80	—	5.60	5.60	
5	清田	石狩川	三里川(16-3)	0.93	—	0.93	—	1.86	1.86	平岡公園内
9	白石	石狩川	北白石川(9-5)	4.20	—	4.20	—	8.40	8.40	
10	南	石狩川	山鼻川(9-5)	1.52	—	1.52	—	3.04	3.04	
11	南	石狩川	穴の川(16-3)	0.52	—	0.52	—	1.04	1.04	
12	南	石狩川	藤野沢川(9-5)	1.10	—	1.10	—	2.20	2.20	
河川数 6 河川 延長 11.07 km				11.07	0.00	11.07	0.00	22.14	22.14	
巡視河川数 6 河川 延長 11.07 km								のべ巡視延長	44.28	

別添3 河川別巡視調査書

【準用河川 調査書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	
19	南	石狩川	厚別川	4.00	—	3.80	0.20	7.60	7.60	一部除外(砂防区域) 未整備
20	厚別	石狩川	ポロベツ川	1.10	0.50	1.10	—	1.70	1.70	一部暗渠
21	厚別	石狩川	厚別西川	1.90	0.40	1.90	—	3.40	3.40	一部暗渠
22	厚別	石狩川	厚信川	0.80	—	0.80	—	1.60	1.60	
23	厚別	石狩川	熊の沢川	1.20	—	1.20	—	2.40	2.40	
24	厚別	石狩川	山本川	0.60	0.10	0.60	—	1.10	1.10	一部暗渠
25	清田	石狩川	三里川	1.11	—	1.11	—	2.22	2.22	
26	清田	石狩川	トンネ川	2.00	—	2.00	—	4.00	4.00	
27	清田	石狩川	ポントンネ川	1.60	—	1.60	—	3.20	3.20	SP964より上流は横断部(5か所)のみ
28	清田	石狩川	ハルキポントンネ川	0.29	0.29	0.29	—	0.29	0.29	暗渠
29	清田	石狩川	山部川	1.80	—	1.80	—	3.60	3.60	沈砂池あり
30	清田	石狩川	真栄川	0.90	—	0.90	—	1.80	1.80	
31	清田	石狩川	西真栄川	1.40	—	1.40	—	2.80	2.80	
32	清田	石狩川	左真栄川	0.30	—	0.30	—	0.60	0.60	
33	白石	石狩川	旧月寒川	1.98	—	1.98	—	3.96	3.96	
34	豊平	石狩川	うらうちない川	3.20	—	3.20	—	6.40	6.40	
35	白石	石狩川	逆川	0.78	0.60	0.78	—	0.96	0.96	一部暗渠
36	南	石狩川	精進川	7.00	—	7.00	—	7.00	7.00	未整備の為に片側巡視
37	南	石狩川	オカバルシ川	2.50	—	0.90	1.60	1.80	1.80	一部除外(砂防区域)
38	南	石狩川	ボンオカバルシ川	1.30	—	0.60	0.70	1.20	1.20	一部除外(砂防区域)
39	南	石狩川	藤野川	1.50	0.35	1.50	—	2.65	2.65	一部暗渠 スクリーンあり
40	南	石狩川	左藤野川	0.40	0.24	0.40	—	0.56	0.56	一部暗渠
41	南	石狩川	東野々沢川	1.90	—	1.90	—	3.80	3.80	
42	南	石狩川	東御料川	1.00	—	1.00	—	2.00	2.00	
43	南	石狩川	簾舞川	1.40	—	1.20	0.20	2.40	2.40	一部除外(砂防区域)
44	南	石狩川	東砥山川	0.70	—	0.37	0.33	0.74	0.74	一部除外(東砥山橋下流、山中)
61	白石	石狩川	北郷川	1.13	—	1.13	—	1.13	1.13	未整備
河川数 27 河川 延長 43.79 km				43.79	2.48	40.76	3.03	70.91	70.91	
巡視河川数 27 河川 延長 40.76 km								のべ巡視延長		141.82

別添3 河川別巡視調書

【重要河川の普通河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
60	厚別	石狩川	森林公園川	0.79	-	0.79	-	0.29	0.29	0.50	0.50	
61	厚別	石狩川	ボノンッポ口川	1.67	-	1.67	-	1.67	1.67	-	-	市境界まで
62	厚別	石狩川	下野磯排水	0.49	0.40	0.49	-	0.49	0.49	-	-	一部暗渠
63	厚別	石狩川	西野廓川	0.38	-	0.38	-	-	0.38	0.38	0.38	市境界まで
64	厚別	石狩川	西野第2排水	0.39	0.18	0.39	-	0.39	0.39	-	-	一部暗渠
65	厚別	石狩川	下野廓第1排水	1.41	1.41	1.41	-	1.41	1.41	-	-	暗渠
66	厚別	石狩川	熊の沢川	0.75	-	0.75	-	0.75	0.75	-	-	
67	厚別・清田	石狩川	大曲川	8.81	-	6.70	2.11	5.80	5.80	0.90	0.90	砂防区域まで
68	白石	石狩川	6線幹道排水	3.41	-	3.41	-	-	-	3.41	3.41	
69	白石	石狩川	7線幹道排水	1.96	-	1.96	-	-	-	1.96	1.96	
70	白石・厚別	石狩川	7号幹道排水	1.40	-	1.40	-	-	-	1.40	1.40	
72	厚別	石狩川	山本川下排水	0.75	0.04	0.75	-	-	-	0.75	0.75	
73	厚別	石狩川	山本排水	0.63	0.12	0.63	-	0.63	0.63	-	-	一部暗渠
74	清田	石狩川	三里川	0.56	0.56	0.56	-	0.56	0.56	-	-	暗渠
75	清田	石狩川	里塚排水	0.40	0.08	0.40	-	0.40	0.40	-	-	
76	清田	石狩川	里塚西排水	0.50	0.50	0.50	-	0.50	0.50	-	-	暗渠
77	清田	石狩川	三里東排水	2.10	2.00	2.10	-	2.10	2.10	-	-	一部暗渠
78	厚別・清田	石狩川	桜川	0.69	0.64	0.69	-	0.69	0.69	-	-	暗渠
79	白石・豊平	石狩川	吉田川	4.40	1.36	3.38	1.02	3.38	3.38	-	-	一部暗渠 調整区域まで
80	豊平	石狩川	吉田川第1排水	0.52	0.52	0.52	-	0.52	0.52	-	-	暗渠
81	清田	石狩川	旧トシネ川	1.33	1.11	1.33	-	1.33	1.33	-	-	一部暗渠
82	清田	石狩川	真栄排水(北)	0.88	0.32	0.88	-	0.88	0.88	-	-	一部暗渠
85	清田	石狩川	山部川	8.56	-	-	8.56	-	-	-	-	除外(山中)
86	清田	石狩川	ボシヤベ川	1.85	-	-	1.85	-	-	-	-	除外(山中)
87	清田	石狩川	真栄川	2.32	0.31	0.05	2.27	-	-	0.05	0.05	通路横断部2か所のみ
88	清田	石狩川	西真栄川	2.30	-	0.74	1.56	-	-	0.74	0.74	道並行部まで
89	清田	石狩川	中真栄第1排水	0.84	-	0.84	-	-	-	0.84	0.84	
90	清田	石狩川	真栄川	1.04	1.04	0.32	0.72	-	-	0.32	0.32	護岸整備部まで
91	清田	石狩川	有明第3沢川	0.60	-	-	0.60	-	-	-	-	除外(山中)
95	清田	石狩川	有明五筋1沢川	0.35	-	-	0.35	-	-	-	-	除外(山中)
101	清田	石狩川	鱒見の沢川(鱒井川)	2.79	-	-	2.79	-	-	-	-	除外(山中)
102	商	石狩川	竹子沢川	1.00	-	-	1.00	-	-	-	-	除外(山中)
103	清田	石狩川	無名川(清01)	1.38	-	-	1.38	-	-	-	-	除外(山中)
104	商	石狩川	野牛沢川	2.55	-	-	2.55	-	-	-	-	除外(公園内のため)
116	白石	石狩川	8号幹道排水	1.99	-	1.99	-	-	-	1.99	1.99	
117	白石	石狩川	9号幹道排水(北)	2.44	-	2.44	-	-	-	2.44	2.44	
118	白石	石狩川	9号幹道排水(南)	2.41	-	2.41	-	-	-	2.41	2.41	
119	白石	石狩川	10号幹道排水	2.08	-	2.08	-	-	-	2.08	2.08	
120	白石	石狩川	11号幹道排水	2.22	-	2.22	-	-	-	2.22	2.22	一部暗渠
121	白石	石狩川	川下3号線沿排水	1.25	-	1.25	-	-	-	1.25	1.25	
122	白石	石狩川	川下排水	1.05	-	1.05	-	-	-	1.05	1.05	
123	白石	石狩川	9線幹道排水	0.42	0.42	0.42	-	0.42	0.42	-	-	一部暗渠
124	白石	石狩川	12号幹道排水	1.32	0.54	1.32	-	0.35	0.35	0.97	0.97	一部暗渠
125	白石	石狩川	13号幹道排水	1.38	0.91	1.38	-	1.38	1.38	-	-	一部暗渠
126	白石	石狩川	鉄北線沿排水	1.24	1.22	1.22	0.02	1.22	1.22	-	-	暗渠
127	豊平	石狩川	月寒川	2.03	1.22	0.10	1.93	-	-	0.10	0.10	水源地堤防部のみ
128	白石	石狩川	米里幹線排水	1.05	-	1.05	-	1.05	1.05	-	-	

別添3 河川別巡視調書

【重要河川の普通河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
129	白石	石狩川	9号幹道西排水	0.24	0.12	0.24	-	0.24	0.24	-	-	一部暗渠
130	白石	石狩川	9線幹道沿西排水	0.37	-	0.37	-	0.37	0.37	-	-	除外(砂防区間)
131	豊平・南	石狩川	望月寒川	5.34	-	-	5.34	-	-	-	-	一部暗渠
132	白石	石狩川	本通東排水(南)	1.29	0.87	1.29	-	0.97	0.97	-	-	一部暗渠
133	白石	石狩川	本通西排水	0.97	0.85	0.97	-	0.97	0.97	-	-	暗渠
134	白石・豊平	石狩川	1号用水(豊平)	4.03	4.03	4.03	-	4.03	4.03	-	-	一部暗渠(上流部礼大構内のため除外)
135	豊平	石狩川	西岡排水	1.22	1.02	0.93	0.29	0.93	0.93	-	-	一部暗渠
137	白石	石狩川	10線幹道排水	1.04	0.62	1.04	-	1.04	1.04	-	-	除外(衛生研究所内)
139	豊平	石狩川	うらちない川	1.33	-	-	1.33	-	-	-	-	暗渠
140	豊平	石狩川	月寒川支流路	1.20	0.15	0.15	1.05	0.15	0.15	-	-	除外(山中)
141	豊平	石狩川	無名川(豊01)	0.87	-	-	0.87	-	-	-	-	除外(山中)
142	豊平	石狩川	西岡南排水	0.58	-	-	0.58	-	-	-	-	除外(山中)
143	白石	石狩川	小沼川	2.24	1.98	2.24	-	2.24	2.24	-	-	一部暗渠(上流部トラフのみ)
144	白石	石狩川	白石川(北)	0.96	0.96	0.96	-	0.96	0.96	-	-	暗渠
146	南	石狩川	1号用水(澄川)	1.25	1.25	1.25	-	1.25	1.25	-	-	暗渠 遊歩道
147	南	石狩川	真物内用水	3.83	0.48	2.56	1.27	2.26	2.26	0.30	0.30	除外(自衛隊敷地内)
148	南	石狩川	右精進川	2.96	0.38	0.15	2.81	0.15	0.15	-	-	除外(調整区域)
151	南	石狩川	無名川(南04)	2.38	-	1.50	0.88	-	-	1.50	1.50	道路断部まで
152	南	石狩川	山鼻川	0.94	0.29	0.94	-	0.75	0.75	0.19	0.19	九萬坪線まで
153	南	石狩川	真物内支流排水	0.41	0.08	0.41	-	0.14	0.14	0.27	0.27	除外
158	南	石狩川	無名川(南05)	0.71	-	-	0.71	-	-	-	-	常盤湯ノ沢線から無名川(南06)合流まで
159	南	石狩川	鳥居川	1.45	-	0.56	0.89	-	-	0.56	0.56	除外(砂防区間、山中)
160	南	石狩川	中の沢川(瀬舞)	0.67	-	-	0.67	-	-	-	-	除外(砂防区間)
161	南	石狩川	北の沢川	5.13	-	-	5.13	-	-	-	-	除外(砂防区間)
162	南	石狩川	中の沢川	5.56	-	-	5.56	-	-	-	-	印藤牧場まで
163	南	石狩川	中の沢1号川	1.72	0.13	0.94	0.78	0.60	0.60	0.34	0.34	除外(砂防区間)
164	南	石狩川	左中の沢川	1.63	-	-	1.63	-	-	-	-	民有地内暗渠
166	南	石狩川	北の沢第一排水	0.08	0.08	0.08	-	0.08	0.08	-	-	暗渠
167	南	石狩川	北の沢第六排水	0.32	0.32	0.32	-	0.32	0.32	-	-	一部暗渠
168	南	石狩川	北の沢第三排水	0.12	0.07	0.12	-	0.12	0.12	-	-	暗渠のみ
169	南	石狩川	北の沢第二排水	0.87	0.87	0.87	-	0.87	0.87	-	-	砂防区間まで
170	南	石狩川	北の沢第五排水	0.71	0.09	-	0.71	-	-	-	-	砂防区間、山中
171	南	石狩川	左北の沢川	1.87	-	-	1.87	-	-	-	-	除外(砂防区間、山中)
172	南	石狩川	右北の沢川	1.89	-	-	1.89	-	-	-	-	除外(砂防区間、山中)
173	南	石狩川	北の沢第四排水	0.68	0.26	0.68	-	-	-	0.68	0.68	除外(山中)
174	南	石狩川	トモエ川	0.34	-	-	0.34	-	-	-	-	除外(砂防区間)
175	南	石狩川	南の沢川	4.84	-	-	4.84	-	-	-	-	一部暗渠
176	南	石狩川	硬石の沢川(分水路)	0.35	0.32	0.35	-	0.35	0.35	-	-	市街化区域内のみ
177	南	石狩川	硬石の沢川	0.79	0.16	0.50	0.29	0.50	0.50	-	-	暗渠のみ
178	南	石狩川	左南の沢川	1.54	1.31	1.31	0.23	1.31	1.31	-	-	砂防区間まで
179	南	石狩川	右南の沢川	1.50	-	0.82	0.68	0.06	0.06	0.76	0.76	砂防区間手前の埋断管まで
180	南	石狩川	南の沢石の沢川	1.53	0.13	0.47	1.06	-	-	0.47	0.47	除外(砂防区間)
181	南	石狩川	穴の沢川	4.59	-	-	4.59	-	-	-	-	一部除外(山中)、道路隣接部まで
182	南	石狩川	石山2号線排水	0.27	-	0.27	-	0.27	0.27	-	-	暗渠のみ 市街化区域内のみ
183	南	石狩川	石山川	3.38	0.05	1.02	2.36	-	-	1.02	1.02	除外(山中)
185	南	石狩川	穴の沢第一排水	0.80	0.25	0.25	0.55	0.25	0.25	-	-	除外(山中)
186	南	石狩川	小沢川	1.48	-	-	1.48	-	-	-	-	除外(山中)

別添3 河川別巡視調書

【その他の河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
59	厚別	石狩川	4線幹道排水	1.26	-	1.11	0.15	-	-	1.11	-	機場から 下流は山本排水機場 一部暗渠
71	厚別	石狩川	9号幹道排水(東)	0.43	0.26	0.43	-	-	-	0.43	-	一部暗渠
83	清田	石狩川	清田川	1.25	0.41	0.41	0.84	-	-	0.41	-	一部除外(スクリーン上流) スクリーンあり
84	清田	石狩川	トネネ川	0.74	-	0.74	-	-	-	0.74	-	
92	清田	石狩川	有明第4沢川	0.59	-	0.05	0.54	-	-	0.05	-	道路横断部のみ
93	清田	石狩川	有明第5沢川	1.11	-	0.05	1.06	-	-	0.05	-	道路横断部のみ
94	清田	石狩川	有明第1沢川	2.30	0.16	0.05	2.25	-	-	0.05	-	道路横断部のみ
96	清田	石狩川	有明第6沢川	3.90	-	0.05	3.85	-	-	0.05	-	道路横断部のみ
97	清田	石狩川	有明第7沢川	0.59	-	0.05	0.54	-	-	0.05	-	道路横断部のみ
98	清田	石狩川	有明第2沢川	1.49	-	0.05	1.44	-	-	0.05	-	道路横断部のみ
99	清田	石狩川	有明第9沢川	0.56	-	0.05	0.51	-	-	0.05	-	道路横断部のみ
100	清田	石狩川	有明第8沢川	2.00	-	0.05	1.95	-	-	0.05	-	道路横断部のみ
105	南	石狩川	清水沢川	2.04	-	0.40	1.64	-	-	0.40	-	公園以外
115	白石	石狩川	8線幹道排水	0.49	-	0.49	-	-	-	0.49	-	
136	豊平	石狩川	月裏西岡排水	0.37	0.17	0.17	0.20	-	-	0.17	-	暗渠(上流側集部は除外)
138	豊平	石狩川	ラウネナイ川	1.28	-	0.04	1.24	-	-	0.04	-	国道横断BOXのみ 衛生研究所内のため除外
145	南	石狩川	構進川	1.83	-	0.49	1.34	-	-	0.49	-	一部除外(砂防区間)
149	南	石狩川	計石川	0.97	-	0.08	0.89	-	-	0.08	-	一部除外(山中) 道路橋接部まで
150	南	石狩川	左精進川	3.83	0.09	1.98	1.85	-	-	1.98	-	一部除外(砂防区間、立入禁止)
154	南	石狩川	金古沢川	3.16	0.03	-	3.16	-	-	-	-	除外(山中)
155	南	石狩川	常盛川	0.21	0.06	0.21	-	-	-	0.21	-	
156	南	石狩川	常盛湯の沢排水	0.16	-	0.16	-	-	-	0.16	-	
157	南	石狩川	小滝の沢川	3.17	-	2.23	0.94	-	-	2.23	-	無名川(南05)合流(国有林)まで
165	南	石狩川	右中の沢川	1.21	0.15	0.24	0.97	-	-	0.24	-	砂防区間まで
184	南	石狩川	東石山川	1.39	0.24	0.24	1.15	-	-	0.24	-	暗渠のみ
187	南	石狩川	穴の沢排水	0.21	0.05	0.21	-	-	-	0.21	-	一部暗渠
192	南	石狩川	藤野1号排水	1.42	-	0.77	0.65	-	-	0.77	-	道路横断部まで
198	南	石狩川	東白川	1.43	-	0.35	1.08	-	-	0.35	-	硬石山線横断部まで
200	南	石狩川	省三沢川	0.58	-	0.40	0.18	-	-	0.40	-	道路横断部まで
201	南	石狩川	梅村沢川	0.73	-	0.20	0.53	-	-	0.20	-	民家付近まで
203	南	石狩川	西白川	1.29	0.06	0.81	0.48	-	-	0.81	-	石山線横断部まで
205	南	石狩川	東御料川	0.45	-	0.45	-	-	-	0.45	-	
212	南	石狩川	飯割沢川	2.50	-	1.61	0.89	-	-	1.61	-	道路横断部まで
222	南	石狩川	一番川	0.84	-	0.03	0.81	-	-	0.03	-	道路横断部のみ(30m)
河川数 34 河川 延長 45,781 km				45.78	1.68	14.65	31.13	0.00	0.00	14.65	0.00	
巡視河川数 33 河川 延長 14,652 km								0.00	0.00	14.65	14.65	

別添4 雨水貯留池調査書

番号	年度	名称	該当区	設置場所	貯留地面積 (m ²)	管路・トラフ延長 (m)	放流河川	備考
2	S60	第1テクノパーク	厚別区	下野幌テクノパーク1丁目23-2	3,422.00	10.0	(管)ボンノッポロ川	冬季雪堆横場
3	S61	サンブライト真駒内団地(A)	南区	真駒内330-1	5,857.00	59.0	(管)左精進川	
4	S61	サンブライト真駒内団地(B)	南区	真駒内332-17	2,826.00	207.0	公共下水道	
6	S62	清田ファミリータウン	清田区	清田4条4丁目174-104	1,814.00	96.0	(1)清田川	
7	S62	真駒内アートパークタウン	南区	真駒内254-116	3,196.00	269.0	(1)真駒内川	平成10年多目的利用開始
9	S63	日鉱不動産石山団地	南区	石山3条6丁目553-94外1	2,139.00	31.0	(1)穴の川	
10	S63	第2テクノパーク(A)	厚別区	もみじ台北3丁目18-2	2,750.00	19.0	(管)ボンノッポロ川	
11	S63	第2テクノパーク(B)	厚別区	下野幌テクノパーク2丁目22-3外2	5,863.00	15.0	(管)ボンノッポロ川	冬季雪堆横場
12	S63	三晃開発南の沢団地	南区	南沢6条4丁目1812-1118外7	598.00	53.0	(管)南の沢川	
13	H1	南が丘団地(専用貯留池)	南区	南沢2条1丁目13-4	900.00	630.0	(管)南の沢川	
14	H1	南が丘団地(中学校兼用貯留池)	南区	南沢2条1丁目	—	No.13兼用	(管)南の沢川	南が丘中学校グラウンドと兼用
16	H1	清田土地区画整理団地	清田区	清田6条1丁目10-1	2,300.00	62.0	(準)ボンントンネ川	
17	H1	清田中央土地区画整理団地	清田区	清田6条1丁目19-4	440.00	154.0	(準)トンネ川	
18	H1	清田南土地区画整理団地	清田区	清田6条1丁目20-24	1,391.00	86.0	(準)トンネ川	
19	H1	アイシテイ羊が丘団地	清田区	真栄4条1丁目105-78	964.00	28.0	(1)厚別川	
20	H2	清田真栄C工区団地	清田区	真栄4条2丁目18	3,270.00	145.0	(1)厚別川	
21	H2	清田真栄D工区団地	清田区	真栄4条1丁目160-8外6	4,435.00	60.0	(1)厚別川	
27	H3	中ノ沢土地区画整理団地	南区	中ノ沢2丁目7	3,711.00	156.0	(管)中の沢川	
31	H3	南沢安田団地	南区	南沢5条4丁目1835-25	381.00	18.0	公共下水道	

別添4 雨水貯留池調査書

番号	年度	名称	該当区	設置場所	貯留地面積 (m ²)	管路・トラフ延長 (m)	放流河川	備考
33	H4	清田真栄D工区団地	清田区	真栄6条1丁目	—	24.0	(準)山部川	真栄西公園と兼用
36	H4	札幌ハイテクヒル真栄(A)	清田区	真栄363-49外2	4,497.00	65.0	(準)山部川	平成5年多目的利用開始(中止)
37	H4	札幌ハイテクヒル真栄(B)	清田区	真栄363-66外3	2,010.00	46.0	(準)西真栄川	
45	H6	東恵真駒内団地	南区	真駒内251-104	1,100.00	428.0	(1)真駒内川	
49	H7	簾舞土地区画整理団地1号	南区	簾舞3条5丁目	1,045.00	45.0	(準)簾舞川	
50	H7	簾舞土地区画整理団地2号	南区	簾舞3条6丁目	2,278.00	370.0	(1)豊平川	
51	H7	清田元町土地区画整理団地	清田区	清田8条1丁目2-21	2,182.00	261.0	(準)トンネ川	平成9年多目的利用開始
70	H10	清田区真栄196番地宅地開発	清田区	真栄5条2丁目	742.00	56.0	(1)厚別川	平成11年3月権利譲渡事務完了
95	H13	札幌市川北土地区画整理事業	白石区	川北4条3丁目82	1,300.00	4.0	(普)13号幹道排水	
96	H13	札幌市厚別東土地区画整理事業	厚別区	厚別東2条7丁目4-5	1,500.00	5.0	(普)森林公園川	
106	H14	清田A地区	清田区	清田7条1丁目	1,454.00	12.0	(準)ポントンネ川	
107	H14	清田A地区	清田区	清田7条1丁目	893.00	12.0	(準)ポントンネ川	
109	H15	真駒内エー・ビレッジ	南区	真駒内199番地26	6,121.00	401.0	(1)真駒内川	
110	H15	清田B地区	清田区	清田8条1丁目	1,240.00	6.0	(準)トンネ川	
111	H15	清田D地区	清田区	清田10条3丁目	5,576.00	19.0	(普)清田川	
113	H15	ミサワホームタウン森林公園セカンドステージ	厚別区	厚別北6条5丁目	4,947.00	26.0	公共下水道	
144	H17	西岡公園パークヒルズ	豊平区	西岡508番地149	1,036.00	80.0	(普)月寒西岡排水	
151	H18	川北4条1丁目団地	白石区	川北4条1丁目2306-31	661.00	1.0	13号幹道排水	流域貯留浸透事業(貯留池)
244	R6	流域貯留浸透施設1号用水(豊平)	白石区	中央1条5丁目30-1外	—	—	—	歩道上の人孔12箇所

貯留池38カ所 管路・トラフ延長3959m

別添5 その他公有財産調査書

番号	該当区	所在地	地番	面積(m ²)	近接河川	隣接所有地	備考
1	厚別	厚別町山本	751 - 63	176.44	一級河川 (9-5) 山本川		
2	厚別	厚別町山本	1066 - 123ほか	104.52	一級河川 (9-5) 山本川	1066-138	
3	清田	清田3条3丁目	195 - 35	210	なし		
4	清田	真栄	363 - 45	180.72	準用河川 西真栄川		
5	清田	真栄	363 - 53	932.03	準用河川 西真栄川		
6	清田	真栄	393 - 3	1.25	準用河川 西真栄川		
7	清田	真栄	410 - 88	233.31	準用河川 西真栄川		
8	清田	真栄	410 - 93	81.11	準用河川 西真栄川		
9	清田	真栄	410 - 100	39.29	準用河川 西真栄川		
10	清田	真栄	466 - 8	18.08	準用河川 西真栄川		
11	清田	真栄	410 - 31	24.92	準用河川 西真栄川		
12	清田	真栄	410 - 34	49.58	準用河川 西真栄川		
13	清田	真栄	409 - 2ほか	398.02	準用河川 西真栄川	410-5	
14	清田	真栄	410 - 75	107.53	準用河川 西真栄川		
15	清田	真栄	427 - 9	181.66	準用河川 山部川		
16	清田	真栄	427 - 3	643.18	準用河川 山部川		
17	清田	清田5条3丁目	221 - 11	210.53	一級河川 清田川		
18	白石	北郷5条5丁目	5 - 3	215.03	なし		
19	白石	菊水元町9条2丁目	94 - 1	188.58	なし		
20	白石	菊水元町10条1丁目	43 - 2	37.56	なし		
21	白石	菊水元町10条1丁目	41 - 5	439.81	なし		
22	白石	川北	749 - 57	225.15	一級河川 (9-5) 北白石川		
23	白石	菊水元町9条1丁目	90 - 1	281.09	なし		
24	白石	北郷	2344 - 53	240.44	準用河川 北郷川		
25	白石	北郷	2351 - 24	443.17	準用河川 北郷川		
26	白石	北郷	2351 - 48	109.98	準用河川 北郷川		
27	白石	北郷	2346 - 152	97.98	準用河川 北郷川		
28	豊平	平岸5条9丁目	60 - 1	34	なし		
29	豊平	西岡5条1丁目	355 - 12ほか	147.92	一級河川 月寒川	355-13, 355-14, 355-15	
30	豊平	西岡5条1丁目	355 - 22	40.46	一級河川 月寒川		
31	豊平	西岡5条1丁目	355 - 17ほか	283.28	一級河川 月寒川	355-18, 355-19	
32	豊平	西岡5条1丁目	458 - 3	2.98	一級河川 月寒川		
33	豊平	西岡5条1丁目	420 - 12ほか	776.99	一級河川 月寒川	420-10	
34	豊平	西岡5条1丁目	460 - 70	110.36	一級河川 月寒川		
35	豊平	福住2条5丁目	120 - 2	40.17	準用河川 うらうちない川		
36	豊平	福住3条1丁目	29 - 46ほか	58.97	準用河川 うらうちない川	43	

別添5 その他公有財産調査書

番号	該当区	所在地	地番	面積(m ²)	近接河川	隣接所有地	備考
37	豊平	福住3条1丁目	44-2	34.78	準用河川 うらちない川		
38	南	藤野2条9丁目	198-9ほか	78.95	準用河川 東野々沢川	198-43	
39	南	藤野2条9丁目	200-10	260.79	準用河川 東野々沢川		
40	南	藤野	1012-72ほか	1809.16	準用河川 東野々沢川	1012-43,1012-2,1012-42,1012-74, 藤野4条1丁目1012-18	
41	南	藤野	1012-103ほか	234.82	準用河川 東野々沢川	1012-111	
42	南	藤野4条2丁目	350-236ほか	194.35	一級河川 (9-5) 藤野沢川	350-235, 350-237内	
43	南	藤野4条2丁目	378-145ほか	85.09	一級河川 (9-5) 藤野沢川	378-153	
44	南	藤野4条2丁目	371-22ほか	139.94	一級河川 (9-5) 藤野沢川	371-21	
45	南	藤野4条2丁目	378-149ほか	169.88	一級河川 (9-5) 藤野沢川	378-151, 378-158	
46	南	藤野4条2丁目	371-4ほか	74.96	一級河川 (9-5) 藤野沢川	371-83	
47	南	藤野4条2丁目	378-79ほか	103.3	一級河川 (9-5) 藤野沢川	378-139	
48	南	藤野4条2丁目	371-23ほか	65.33	一級河川 (9-5) 藤野沢川	371-86	
49	南	滝野	101-11	160.09	準用河川 厚別川		
50	南	滝野	104-1	164.59	準用河川 厚別川		
51	南	滝野	97-1	110.27	準用河川 厚別川		
52	南	藻岩下	1854-121ほか	1820.25	一級河川 (9-5) 山鼻川	1854-122	
53	南	藤野3条2丁目	363-2ほか	47.6	一級河川 (9-5) 藤野沢川	364-2	
54	南	藤野3条3丁目	360-2	25.53	一級河川 (9-5) 藤野沢川		
55	南	砥山	48-64	668.83	準用河川 東砥山川		
56	南	藤野5条3丁目	430-2ほか	216.53	一級河川 (9-5) 藤野沢川	430-3	
57	南	藤野2条1丁目	27	618.78	準用河川 オカバルシ川		
58	南	川沿1条3丁目	1876-320	0.56	普通河川 南の沢川		
59	南	真駒内	1356-4	56.86	準用河川 精進川		
60	南	藤野2条1丁目	29-0-1	2153.62	準用河川 オカバルシ川		
61	白石	菊水上町1条2丁目	352	2117	なし		
62	白石	菊水上町2条2丁目	47-7ほか	578.33	なし	372-1	
63	白石	菊水上町3条1丁目	47-180	751.09	なし		
64	白石	菊水上町2条1丁目	47-177	538.21	なし		
65	白石	白石区米里5条2丁目	4-1	2516.66	普通河川 米里幹道排水		米里排水機場敷地
66	清田	真栄	363-55	370.16	準用河川 西真栄川		
67	清田	真栄	363-47	58.51	準用河川 西真栄川		
68	清田	真栄	363-58	234	準用河川 西真栄川		
69	豊平	福住3条1,2丁目	256-46	152.58	一級河川 月寒川		
70	南	川沿3条3丁目	2085	618.08	なし		

別添5 その他公有財産調書

番号	該当区	所在地	地番	面積(m ²)	近接河川	隣接所有地	備考
その他公有財産 70カ所							

札幌市河川巡視業務 河川巡視位置図 凡例

河川区分		色分け	巡視回数
重要河川	9-5河川	赤色	2回
	16-3河川	紫色	2回
	準用河川	桃色	2回
	普通河川	緑色	2回
その他の河川	普通河川	橙色	1回

